

施設基準（R8.7.1 現在）

医科

<特掲診療料>

遠隔電子処方箋活用加算

外来栄養食事指導料の注 2 に規定する施設基準

外来栄養食事指導料の注 3 に規定する施設基準

がん性疼痛緩和指導管理料

- ・がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを提供できる体制を整備しています。

がん患者指導管理料イ

がん患者指導管理料ロ

がん患者指導管理料ハ

がん患者指導管理料ニ

外来緩和ケア管理料

移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）

外来放射線照射診療料

外来腫瘍化学療法診療料 1

- ・専任の医師・看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています
- ・急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制を整備しています
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています

連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料の注 6）

がん薬物療法体制充実加算

ニコチン依存症管理料

相談支援加算（療養・就労両立支援指導料の注 3）

心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2

がん治療連携計画策定料

がん治療連携管理料

外来排尿自立指導料

薬剤管理指導料

医療機器安全管理料 1

医療機器安全管理料 2

がんゲノムプロファイリング評価提供料

造血器腫瘍遺伝子検査

在宅腫瘍治療電場療法指導管理料（非小細胞肺癌の場合）

遺伝学的検査の注 1 に規定する基準

骨髄微小残存病変量測定

BRCA1/2 遺伝子検査

がんゲノムプロファイリング検査

HPV 核酸検出、HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

検体検査管理加算（Ⅰ）

検体検査管理加算（Ⅳ）

国際標準検査管理加算

遺伝カウンセリング加算

遺伝性腫瘍カウンセリング加算

センチネルリンパ節生検（乳がんに係るものに限る。）

乳がんセンチネルリンパ節加算 1

乳がんセンチネルリンパ節加算 2

経気管支凍結生検法

画像診断管理加算 4

ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA イメージング剤を用いた場合を除く。）

ポジトロン・コンピュータ断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合又は PSMA イメージング剤を用いた場合を除く。）

ポジトロン断層撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）

ポジトロン・コンピュータ断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。）

ポジトロン断層撮影（PSMA イメージング剤を用いた場合に限る。）

ポジトロン・コンピュータ断層複合撮影（PSMA イメージング剤を用いた場合に限る。）

CT 撮影

MRI 撮影

大腸 CT 撮影加算

心臓MRI 撮影加算

乳房MRI 撮影加算

頭部MRI 撮影加算

抗悪性腫瘍剤処方管理加算

外来化学療法加算 1

無菌製剤処理料

心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

がん患者リハビリテーション料

リンパ浮腫複合的治療料

集団コミュニケーション療法料

療養生活継続支援加算

静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）

ストーマ合併症加算

＜手術＞

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。）
に掲げる手術

センチネルリンパ節加算

組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合）

処理骨再建加算（四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術、骨悪性腫瘍手術の注）

仙骨神経刺激装置植込術（便失禁）

仙骨神経刺激装置交換術（便失禁）

上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）

中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）

下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）

喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）

喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）

鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む）

鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

鏡視下喉頭悪性腫瘍手術

内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術

内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）

内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術

内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

頭頸部悪性腫瘍光線力学療法

乳房切除術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行うものに限る。）

乳腺悪性腫瘍手術（乳頭乳輪温存乳房切除術）

ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術

乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法

胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

気管支バルブ留置術

胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うものに限る）

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)

肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法

食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)

内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術

胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）

胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）

腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術

腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術

腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術

腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術

腹腔鏡下小切開副腎摘出術

腹腔鏡下小切開腎部分切除術

腹腔鏡下小切開腎摘出術

腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術

腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術

腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術

腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術

腹膜切除を伴う多臓器合併切除術

腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）

腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術支援機器を用いる場合）

胃瘻造設術

腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）

胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る）

腹腔鏡下肝切除術

腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

腹腔鏡下膵腫瘍摘出術

腹腔鏡下膵中央切除術

腹腔鏡下痔体尾部腫瘍切除術

腹腔鏡下痔体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

腹腔鏡下痔頭部腫瘍切除術

腹腔鏡下痔頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

内視鏡的小腸ポリープ切除術

腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法

腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術

人工尿道括約筋植込・置換術

腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡支援機器を用いるもの）（外陰、会陰）

腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）

遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術

輸血管理料Ⅰ

輸血適正使用加算

人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

内視鏡手術用支援機器加算

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1

吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 2

麻酔管理料（Ⅰ）

麻酔管理料（Ⅱ）

周術期薬剤管理加算

放射線治療専任加算

外来放射線治療加算

1 回線量増加加算

高エネルギー放射線治療

強度変調放射線治療（IMRT）

画像誘導放射線治療加算（IGRT）

体外照射呼吸性移動対策加算

定位放射線治療

定位放射線治療呼吸性移動対策加算

粒子線治療

粒子線治療適応判定加算

粒子線治療医学管理加算

画像誘導密封小線源治療加算

病理診断管理加算 2

悪性腫瘍病理組織標本加算

国際標準病理診断管理加算

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

（注 5 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準）

入院ベースアップ評価料 201
